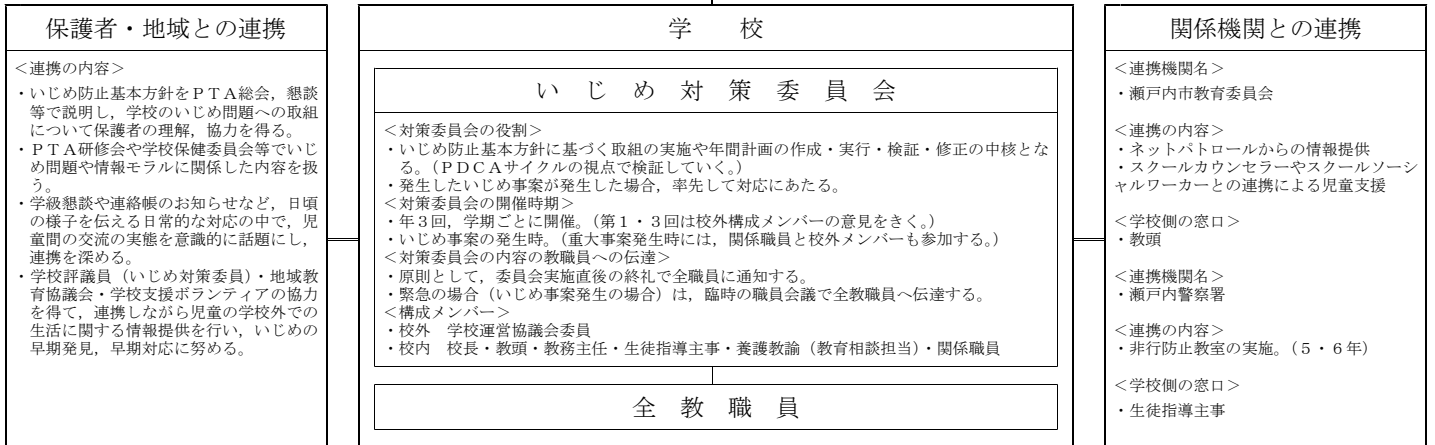


令和6年度 瀬戸内市立美和小学校 いじめ防止基本方針

- ・友達とプラス面の声かけをし合ったり、仲良く助け合いながら活動したりする様子が多く見られるが、休み時間等に友達に向かって乱暴な言葉づかいをしている場面もときに見られる。また、家庭環境の影響で心に不安を抱えている児童もいる。
- ・アンケート調査及び聞き取りによると、児童の携帯電話やスマートフォン等の情報端末の保有率は漸増傾向にある。また、家庭学習の時間や睡眠時間が確保できないほど時間を奪われている状況の児童が数名いる。より良い生活習慣の確立とメディアの制限についての啓発を家庭の協力を得て行っている。
- ・「いじめはどの子どもにも起こりうるもの」「いじめは絶対に許されないもの」とであるという認識を持ち続けた上で、情報モラルや特別支援教育についての研修を含め、いじめの早期発見、適切な対処につながる研修を継続している。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・組織的、継続的、横断的な取組が推進できるよう、いじめ対策委員会には、生徒指導主事・教務主任・養護教諭（教育相談担当）・外部いじめ対策委員も加え、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。
 - ・アンケートを基に、児童の生活習慣や対人関係等について全職員が情報共有し、教育活動全体を通じていじめの未然防止に努める。
 - ・授業、学校行事等においては、全員の児童が活躍できる機会を設けたり、児童の頑張りを全校の場で表彰・賞賛したりすることで、自己有用感や達成感を感じられるようにする。
- <重点となる取組>
- ・人権に対する児童の主体的な取組を通じて、人権尊重の精神を育む。
 - ・異学年との交流等を通じて、協力の大切さを実感させるとともに、下級生に対するいたわりの気持ちや上級生に対する尊敬やあこがれの気持ちをもたせるようにする。



学校が実践する取り組み

①	いじめの防止	<p>（いじめを出さない・いじめを許さない・いじめに負けない学校づくり）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育目標達成のための指導の重点に「やさしく・かしこく・たくましく」を掲げ、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな心、お互いの人格を尊重する態度、円滑に他者とコミュニケーションをはかる能力を身につけた児童の育成を目指す。人間関係づくりの基盤となる「ありがとう」「ごめんなさい」「わかった」「やった」を全員の児童が自分から言える学校を目指す。（道徳教育の充実） ・学校教育全体を通じて、自己の生き方を考え、主体的な判断の下に行動し、自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤としての道徳性を養う。（特別活動の充実・人権意識の高揚） ・人権週間などの学校行事を通して、集団生活の中でよりよい人間関係を築き、一人一人の児童が自己の能力や個性を生かし、互いの人格を尊重し合うことの大切さを学ばせる。 ・ソーシャルスキルトレーニングを活用し、「人間関係についての基本的知識」「相手の感情を慮る」「自分の意識を状況に合わせて相手に伝える」等の力が身に付くように発達段階に応じて指導する。（情報モラル教育） ・情報機器の利便性と危険性やトラブルの対処法についての学習を行い、情報発信に対する責任感や機器を適切に利用できる力を育てる。（職員研修） ・積極的な生徒指導の視点に立ち、教職員の指導力を高めるために、次のような研修を行う。 <ul style="list-style-type: none"> ☆規律があり、わかる、できるとともに一人一人の児童が有用感を感じられる授業づくり ☆言語活動を充実させ、共に学び合うことのよさが実感できる授業づくり ☆ソーシャルスキルトレーニング、アンガーマネジメントについての理解と活用について ☆ネット上のいじめについての認識とその対応について ☆いじめ問題についての理解とその対応について（定義やどのような場面がいじめとなるのか、児童を見る際のチェックポイント等）
②	早期発見	<p>（実態把握）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員による日常の観察（休み時間の様子、登下校の様子、健康観察等）とアンケート調査（年2回）、教育相談（年2回）を行い、児童の生活の様子や人間関係を把握する。また、学年懇談会（年4回）、保護者個人懇談（年3回）等により、児童の様子を常に共通理解し、早期の発見、早期の関係機関連携、情報の共有に努める。（相談体制の確立） ・定期の「教育相談」だけでなく、困ったことがあればいつでも相談が可能であること、その際、担任が中心となって児童の相談に乗るが、他学級の教員・養護教諭・教頭・校長等、話しやすい先生に相談すればよいことを周知する。 ・保健室の他、相談室として児童が個別に相談できる部屋を2か所設ける。（情報共有） ・終礼にて生徒指導面、特別支援教育面から児童の様子について情報の交換、共有をする。（家庭、地域への啓発） ・人権に関わる内容・出来事・実践等を、学校だよりやホームページで紹介したり、学級懇談の話題に取り上げたりする。
③	いじめへの対処	<p>（いじめの有無の確認）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童がいじめを受けているとの連絡を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときには、速やかに事実確認を行う。当事者双方・周りの児童から聞き取りを行い、記録する。（加害者と被害者・時間と場所・内容・背景と要因・期間などを個々に、また、可能な限り同時に聞き取る。）一つの事象にとらわれず、いじめの全体像を把握する。（いじめへの組織的対応の検討） ・いじめ対策委員会を開催する。（指導の狙いを明確にする。全教職員への共通理解を図る。対応する教職員の役割分担をする。事態に応じて、校外メンバーや関係機関との連携を図る。） ・いじめられた児童への支援 ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守りぬくことを最優先に、児童及びその保護者に対して支援を行う。（つらい気持ちを受容し、共感する。必ず守りぬくこと、秘密を守ることを伝える。） ・（いじめた児童への指導） ・いじめた児童に、相手の苦しみや痛みを思いを寄せる指導を十分に行う中で「いじめは絶対に許されない行為である」という人権意識をもたせる。（いじめた気持ちや状況を聞き、児童の背景にも目を向ける。心理的な孤立感や疎外感をあたえないように一定の教育的配慮のもと、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。） （保護者との連携） ・直接会って具体的な対策を話して協力を求め、学校と連携を図り、いじめ問題の解決を目指す。（その後の対応） ・継続的に指導や支援を行う。当事者の心のケアに当たるとともに、学級全体の児童にはいじめの傍観者からいじめを抑止する仲裁者への転換を促し、自分たちの問題として意識させる。 ・いじめが解消したとの判断は、（ア）いじめに係る行為が止んでいること、（イ）いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこと、の2つの要件が満たされているものとする。（ア）のいじめに係る行為が止んでいることというのは、インターネットを通じて行われるものを含めて、いじめが止んでいる状態が少なくとも3か月継続していることとし、校長がいじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定する場合がある。また、（イ）いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないこととは、いじめられた本人及びその保護者に対して心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認するものとする。 ・解決の確認には、校長が当たる。